

白岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
---	---

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(31) 略	略
(32) 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査	略
(33) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略
(34)～(84) 略	略

備考

1～7 略

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(31) 略	略
(32) 建築基準法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査	略
(33) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略
(34)～(84) 略	略

備考

1～7 略